

わが国の官庁統計の現状

北田 祐幸

1. はじめに

1.1 わが国の官庁統計の特徴

わが国の統計は国際的に見ても質、量の両面において高い水準にあるといわれている。かつて統計審議会会長であった森口先生は、統計は水や空気のようなものといわれていたが [1]、これは、わが国では社会経済の各分野において、その状況を示す統計が、いわば空気や水のようにあるのが当たり前になっていることを示しているといえる。また、統計は水や空気のように行政施策の立案や社会経済活動の基礎資料としてなくてはならぬものであり、その意味でも統計を水や空気にたとえるのは当を得ているといえる。

行政機関により作成される統計である官庁統計はその作成方法により大きく次の3つに分けられる。

- ① 統計調査により作成される統計（第一義統計）
- ② 他の行政的な業務に伴って作成される統計（第二義統計あるいは業務統計）
- ③ 1次統計（統計調査の結果から直接得られる統計）に何らかの加工を加えて作成する統計（加工統計）

①は、調査統計といわれるものでわが国の官庁統計の中心になっており、1.2で述べるように3種類に分類される。

民間でも統計調査が行われ統計が作成されているが、官庁統計は国民の活動や状態を全体的に表すための基本的な統計であるといえる。官庁統計を作成するための統計調査は、全国を対象とし、調査によっては申告の義務が課されるなど権力行政的な側面を持っている。また大規模な調査が多く調査の実施や統計の作成にあたって多くの人手と手間が必要とされることも特徴である。

②は、許認可や届出等に基づいて個人や企業などから報告されたデータや業務の実績等を集計して作成した統計であり、交通事故統計や貿易統計など多くのものが作成されている。

③は、多くの種類があるが、もっともよく利用されているものは指数である。これは、ある統計データを基準の年の値を100として表したものであり、官庁の作成する指数は、関連する統計データによってウェイト付けされた総合指数として作成されることが多い。例えば、消費者物価指数は、小売物価統計調査で得られた各品目の物価を家計調査によって得られたウェイトで加重平均して作成されている。

1.2 わが国の統計制度

わが国の官庁統計作成の基礎になっている統計制度について簡単に触れる。統計制度には、統計を作成する組織（統計機構）と統計の作成に関する法規の2つの側面がある。

まず、官庁統計を作成する統計機構についてみると、わが国は各省庁がそれぞれの所管行政に関する統計を作成する分散型の仕組みをとっているのが特徴である。この中で、特に各省庁の行政に広く係わる共通的な統計（国勢調査、事業所・企業統計、労働力調査、家計調査等）は総務庁統計局（統計調査部）が作成している。また、各省庁の実施する統計調査の重複の排除や各統計に共通する統計基準（日本標準産業分類等の統計標準分類など）の策定といった統計に関する総合調整を総務庁統計局統計基準部が実施している。

次に、官庁統計の作成に関する法規についてみると、統計に関する法律は統計法（昭和22年法律第18号）と統計報告調整法（昭和27年法律第148号）の2つがある。

統計法は主に指定統計の作成に関する仕組みを規定し、統計の真实性を確保し重要な統計を体系的に整備するための法律であるといえる。また、統計報告調整

法は、統計報告に関する報告者の負担を軽減するとともに、行政の効率化を図ることを目的としたいわば官庁統計の交通整理を行うための法律である。わが国の行政機関が実施する統計調査はこの2つの法律により、以下の3つのグループに分けられる。(指定統計調査と届出統計調査は統計法により、承認統計調査は統計報告調整法により規定されている)

① 指定統計調査

国または地方公共団体が作成する統計のうち、総務庁長官が指定したものを指定統計といい、重要な統計が指定される。指定統計を作成するための調査を指定統計調査といい、現在、国の行う62の調査が指定統計調査として実施されている。指定統計調査には、申告義務、公表義務および秘密保護義務が課せられる。(秘密保護義務は届出統計調査、承認統計調査にも課せられている)

(例) 国勢調査(総務庁)、農林業センサス(農林水産省)、工業統計調査(通商産業省)

② 承認統計調査(統計報告の徴集)

国の行政機関が個人や民間事業所を対象に行う統計調査であって、指定統計調査以外のものをいう。報告者負担を軽減するため、実施にあたっては総務庁長官の承認が必要とされている。

(例) 消費動向調査(経済企画庁)、国民栄養調査(厚生省)

③ 届出統計調査

指定統計調査および承認統計調査以外の国、地方公共団体、日本銀行および日本商工会議所が行う統計調査をいう。実施にあたっては、事前に総務庁長官に届出が必要とされている。(国が行う届出統計調査は、地方公共団体を対象とするものが中心である)

(例) 住民基本台帳人口移動報告(総務庁)、自然公園等利用者数調査(環境庁)

2. わが国の官庁統計の概要

2.1 調査統計

統計調査によって作成される統計の中で中心となるものは指定統計である。指定統計は前述のように現在62の統計が作成されているが(表1参照)、これらが社会経済の各分野で基本的な統計となっている。統計には一般に、1年ないし数年に一度の周期で全数調査ないし大規模な標本調査により詳細な調査を行う構造統計といわれる統計と毎月ないし四半期に一度小規模な標本調査によりその動向を迅速にとらえる時系列統

計とがある。指定統計の中では、5年に一度わが国の人口や世帯の状況を把握する国勢調査や毎年の製造業全体の状況を把握する工業統計調査などのいわゆるセンサスは前者の代表的なものであり、消費者物価指数の算出のもとになる小売物価統計や失業率の動向を把握する労働力調査などは後者の例である。

また、わが国の統計には前述の国勢調査や労働力調査、あるいはわが国のすべての事業所を対象に調査を行い、事業所、企業の産業、従業員規模等の基本的構造を明らかにする事業所・企業統計のように各行政分野に広くかかわる基本的で共通の統計と、前述の工業統計調査や農家の数や耕地面積等農林業の基本的構造をとらえる農林業センサスなど各行政分野と密接に関連する統計とがある。前者は、総務庁統計局によって調査作成され、後者はそれぞれの行政分野を所管する各省庁によって作成されている。

指定統計には指定順に番号が付けられており、例えば国勢調査は指定統計第1号、事業所・企業統計は指定統計第2号である。新しい指定統計の例としては、経済のサービス化に対応してサービス業の実態をとらえるためのサービス業基本統計(平成元年に指定。指定統計第117号)、鉱工業、商業等の企業活動の実態を詳しくとらえるための通商産業省企業活動基本統計(平成4年に指定。指定統計第118号)、農業経営の実態をとらえるための農業経営統計(平成6年に指定。指定統計第119号)などがある。

なお、人口動態統計(指定統計第5号)と建築着工統計(指定統計第32号)は、前者は戸籍法による出生届、死亡届などに基ついて作成され、後者は建築工事届などに基ついて作成される統計であり、次項で述べる業務統計としての性格を持っている指定統計である。

指定統計調査については、統計法によりその調査結果を公表する義務が課されており、すべての指定統計調査の結果が公表されている。公表の形態は報告書が一般的であるが、最近ではインターネットによって主な調査結果が提供されている調査も多くなっている。

官庁の実施する統計調査としては、指定統計調査のほかに、前述のように各省庁が施策立案等の基礎資料として実施する承認統計調査や、都道府県等がその地域内で実施する届出統計調査がある。承認統計調査は個別の行政ニーズに即応した小規模な調査が多く、調査内容も行政目的に応じて随時変更されるものが多い。また、都道府県等が実施する届出統計調査については、特に標本数が小さく県別の集計が行われない指定統計

表1 現在作成されている指定統計一覧

指定番号	指定統計の名称	指定年月日	周 期	指定番号	指定統計の名称	指定年月日	周 期
総務庁 13				通商産業省 17			
1	国勢調査	S 22. 5. 2	5年	10	工業統計調査	S 22. 11. 21	年
2	事業所・企業統計	22. 5. 2	5年	11	通商産業省生産動態統計	22. 11. 26	月
14	住宅統計	23. 5. 17	5年	19	繊維流通統計	23. 11. 22	月
30	労働力調査	25. 1. 7	月	23	商業統計	24. 6. 15	5年
35	小売物価統計	25. 5. 8	月	27	石炭等需給動態統計	24. 11. 7	月
56	家計調査	27. 9. 4	月	40	埋蔵鉱量統計	25. 8. 31	2年・4年
57	個人企業経済調査	27. 9. 11	四半期	43	ガス事業生産動態統計	26. 3. 28	月・年
61	科学技術研究調査	28. 3. 18	年	46	特定機械設備統計調査	27. 2. 20	不定期
87	就業構造基本調査	31. 4. 12	5年	49	非鉄金属等需給動態統計	27. 3. 11	月
97	全国消費実態調査	34. 5. 23	5年	51	石油製品需給動態統計	27. 3. 11	月
108	全国物価統計	42. 6. 13	5年	64	商業動態統計調査	28. 6. 3	月
114	社会生活基本統計	51. 8. 6	5年	93	工業実態基本調査	32. 10. 14	5年
117	サービス業基本統計	H 1. 4. 10	5年	95	紙流通統計	33. 5. 1	月
大蔵省 1				98	商業実態基本調査	34. 8. 19	5年
110	法人企業統計	S 45. 6. 8	四半期・半年	113	特定サービス産業実態統計	48. 10. 1	年
国税庁 1				115	商鉱工業石油等消費統計	55. 8. 11	月・年
77	民間給与実態統計	S 30. 1. 27	年	118	通商産業省企業活動基本統計	H 4. 9. 11	年
文部省 4				運輸省 7			
13	学校基本調査	S 23. 5. 17	年	6	港湾調査	S 22. 6. 19	月・年
15	学校保健統計	23. 6. 2	年	28	船舶船員統計	24. 12. 13	年
62	学校教員統計	28. 3. 28	3年	29	造船造機統計	24. 12. 13	月
83	社会教育調査	30. 8. 24	3年	71	鉄道車両等生産動態統計調査	29. 2. 26	月
厚生省 5				90	船員労働統計	32. 3. 25	年3回・年
5	人口動態調査	S 22. 6. 19	月	99	自動車輸送統計	35. 2. 28	月・年2回
48	薬事工業生産動態統計調査	27. 3. 11	月	103	内航船舶輸送統計	38. 3. 30	月・年
65	医療施設統計	28. 7. 7	月・3年	労働省 3			
66	患者調査	28. 7. 7	3年	7	毎月勤労統計調査	S 22. 8. 2	月
116	国民生活基礎統計	61. 6. 18	年	53	屋外労働者職種別賃金調査	27. 6. 5	年
農林水産省 8				94	賃金構造基本統計	33. 3. 25	年
26	農林業センサス	S 24. 9. 29	5年・10年	建設省 2			
33	牛乳製品統計	25. 4. 4	月・年	32	建築着工統計	S 25. 3. 2	月
37	作物統計	25. 6. 21	年	84	建設工事統計	30. 10. 19	月・年
38	養蚕収繭量統計	25. 8. 16	年3回	自治省 1			
54	海面漁業生産統計	27. 7. 2	月	76	地方公務員給与実態調査	S 29. 12. 23	5年
67	漁業センサス	28. 8. 2	5年	合 計 62 (指 定 数 140)			
69	製材統計	28. 9. 30	月・年				
119	農業経営統計	H 6. 7. 1	月				

調査の標本を補って県としての集計を行うための調査が多くみられる。

現在、官庁においてどのような統計調査が行われているかについては、総務庁統計局統計基準部で毎年作成している「統計調査総覧」[2] に詳しく記載されている。

2.2 業務統計

統計調査によらず業務上の報告からも業務統計として多くの統計が作成されている。例えば、大蔵省関税局で作成されている貿易統計があるが、これは、輸出および輸入された貨物について、税関を通過する際に提出される申告書に基づいて毎月作成されている。結果は日本貿易月報として毎月刊行されるほか、フロッピーディスク等の磁気媒体でも提供されている。また、警察庁では都道府県の県警本部から報告された業務報告等をもとに、交通事故の発生状況や交通違反件数などを交通事故統計として取りまとめて公表している。

このほか業務統計としては、行政機関の実施する事業の実績を統計として発表しているものもある。例えば労働省では、雇用保険事業の適用状況や給付状況を月報や年報にとりまとめ雇用保険事業月報・年報として公表している。

このように行政の各分野において業務資料をもとにした多くの業務統計が作成されており（表2参照）、統計調査によって作成されている統計とあわせて重要な統計情報となっている。ただし、業務統計についてはその性格上、業務の実施部局においてそれぞれ作成されており、指定統計調査のように網羅的なリストがないのが現状である。今後、業務統計を一般のユーザにとってもっと身近で使いやすいものとするためには業務統計についてもその内容や所在情報等を網羅的に整理したものが必要であるといえる。

2.3 加工統計

加工統計については、多くの種類があるが、その中でも指数は特に経済活動の動向を示す指標として多くのものが作成されている。前述の消費者物価指数はその一例であるが、ほかに鉱工業の生産活動の水準や動向をみる鉱工業生産指数（通商産業省生産動態統計調査から通商産業省が作成）や雇用、給与および労働時間の変動状況を明らかにする常用雇用指数、賃金指数および労働時間指数（毎月勤労統計調査から労働省が作成）、鉄道、自動車、船舶および航空機による輸送活動の動向を把握する輸送指数（各種輸送統計から運輸省が作成）などがある。

なお、行政機関の作成する指数については、統計審議会の答申により西暦年の末尾が0または5の年を基準年として指数を作成することとなっている。

そのほかに代表的な加工統計として国民経済計算や産業連関表がある。国民経済計算はわが国の経済のフローとストックをモノとカネの両面からとらえる統計で、経済企画庁経済研究所によって作成されている。（国民経済計算年報および四半期別国民所得統計速報）また、産業連関表は国内において様々な産業が1年間に生産した財貨やサ

表2 業務統計の例

刊行物等の名称	主管省庁	主な内容	刊行時期等
交通事故統計	警察庁	交通事故発生状況、人口10万人以上都市の交通事故死者数、歩行者・自転車乗用者の死者数等	毎月
海外在留法人数調査統計	外務省	在留法人数、滞在者数、渡航者数、旅券発給件数、入国者数	毎年4月
日本貿易月表	大蔵省	輸出入実績	毎月
水道統計	厚生省	事業数、給水人口、普及率、料金、排水管延長、取水量、給水量、給水契約数、事業費	毎年7月
郵政行政統計月報	郵政省	郵便物数、郵便貯金・振替・為替、保険、資金運用、電気通信、放送、無線局数、郵便局数等	毎月
職業安定業務月報	労働省	職業紹介状況、新規求人状況、職業紹介主要指標、職業紹介状況等	毎月
雇用保険事業月報	労働省	主要指標、適用状況（産業別、都道府県別、性・年齢別）日雇～都道府県別、給付状況（産業別、都道府県別、日雇～都道府県別）等	毎月
住民基本台帳に基づく全国人口・世帯数表、人口動態表	自治省	住民票記載数、住民票除去数、住民基本台帳人口、住民基本台帳世帯数	毎年7月
火災年報	消防庁	火災損害、死傷者数、出荷件数、損害額、建物焼損面積、り災世帯数、林野焼損面積	毎年1月

(注) 平成8年統計調査総覧による。

一ビスが、各産業相互間、家計等にどのように配分されたかを統一的に把握し、行列形式で一覧表にしたものであり、総務庁統計局統計基準部を調整機関として11省庁の共同作業として5年ごとに作成されているものである。これらの統計は、多くの統計をもとに推計作業も含め複雑なプロセスで作成されており、その詳細はそれぞれの専門書にゆずり、本稿では省略する[3], [4].

3. 官庁統計をめぐる最近の課題

官庁統計について、特にその利用という観点からの課題を考えると、1つはニーズにあった統計が的確に作成されることであり、もう1つはその結果が利用しやすい形で提供されることである。

3.1 新しい統計の整備

平成7年3月に統計審議会が答申した「統計行政の新中・長期構想」[5]は、今後約10年間における統計行政全般についての推進方策を示したものであるが、この答申において、今後整備すべき重要な統計の分野の1つとして企業に関する統計が挙げられている。産業活動に関する基礎統計は、従来、例えば工業統計や商業統計のように事業所（工場や店舗など）を単位としてその生産額や販売額などを調査することによりわが国の産業構造やその動向を把握することに主眼がおかれてきたといえる。しかし、最近では、企業を取りまく環境が変化し、企業活動の多角化が進むとともに、海外への進出も進展してきていることから、経済活動の現況を把握する上で、このような内容を含め企業としての活動の全体像をとらえることが求められてきている。

このような要請に対応するために、例えば従来から事業所の活動の基本的なことからとらえる統計として作成されてきた事業所統計（指定統計第2号）を、平成8年から、名前も事業所・企業統計と改め、その内容についても企業としての海外活動の状況などがとらえられるように充実したものとするなど、新しいニーズに合った統計の整備が進められている。

このほかの分野においても、例えば単身世帯の増加に対応した家計消費に関する統計の整備や国際的にも大きな課題になっている環境統計の整備など今後整備を進めるべき統計の分野も多い。

3.2 調査結果の利用の拡大

近年の情報通信技術の発展と普及は、統計調査結果の利用の形態にも大きな影響を与えている。前述の「統計行政の新中・長期構想」においてもこれらを活用した調査結果の利用の拡大について、

- ① 統計調査結果の公表・提供について、さまざまな電子的手段・媒体による公表・提供を充実させていくこと
 - ② 分析能力を高めたユーザの多様な統計ニーズに応えるため標本データの提供などの新しい結果提供の方法について検討すること
- などが必要であると提言されている。

統計調査結果の電子的提供については、平成9年11月現在で、指定統計調査（62調査）のうち、49の調査において、調査結果の電子的提供が行われている。その内容は、磁気テープ、フロッピーディスク等の磁気媒体によるもの33調査、インターネット等のオンラインネットワークによるもの43調査（両方によるもの27調査）となっている。また、統計を利用する上で重要な所在情報案内についても、総務庁統計局統計基準部において、各省庁所管の指定統計調査等の所在情報を把握し、平成9年5月からインターネットを通じて一般に提供を行っている（総務庁統計局のホームページに掲載（<http://www.stat.go.jp>）

一方、コンピュータの普及などによりユーザの分析能力が高まったことなどを背景に、調査で得られた個票データを直接使用し自由に加工・分析を行いたいというユーザの要望が高まっている。現在、統計調査の結果は、集計表の形で提供されており、個票データの利用は報告者の秘密保護の観点から原則的に禁止されているが、内外の研究者や国際機関等から標本データ（個票データから必要に応じて抽出を行い、地域区分や世帯番号等の個体の識別子を消去するなど個体の識別を不可能にしたもの）の提供を求める要望が高まっている。標本データの提供によりユーザは自らの問題意識に沿って、集計、分析を行うことが可能となり、特に分布統計の作成やモデルの適合度の検証などには、有用性が高いと考えられる。

標本データの提供にあたって最も留意すべき点は、個体の秘密保護の確保である。これは統計調査に対する報告者の協力や調査結果の真実性とも密接に関連する重要な問題であり、慎重な検討が必要であるが、調査の結果得られた情報をできるだけ有効に活用するためにはこのような形での提供を積極的に進めることが必要である。このため現在政府部内において、標本デ

Computer Today

偶数月 18日発売 / 905円

5月号・特集

複雑系の世界

—21世紀の科学—

複雑系の数理	辻下 徹
ソフトウェアの複雑さ	木下 佳樹
複雑系と確率モデル	香取 眞理
力学系の複雑性	山口 明宏
複雑系の周辺	萩谷 昌巳

連載 SGML / XMLの入門から応用まで 続・アルゴリズムの道具箱 差分の世界 他

月刊誌

数理科学

毎月 20日発売 / 952円

5月号・特集

物理学の風景

—人間と自然の法則—

物理学者のメンタリティ 物理とひらめき	高田 誠二
近代的運動論の萌芽 慣性の法則、運動の相対性、遠心力のスコラ的先駆形態	横山 雅彦
マクスウェル方程式への道のり ファラデーからマクスウェルへ	中山 正敏
統計力学への招待 J.W.Gibbsの統計力学	島田 一平
量子力学の発展 試行錯誤の歴史と将来展望	並木美喜雄
ふたつの相対性理論のあいだ 間主観性の問題をめぐって	勝守 眞

Java プログラミング

日本サン・マイクロシステムズ(株) 編

サーブレット & JavaWebServer

B5・208頁・2400円

JavaBeans—コンポーネント・フレームワーク

B5・280頁・2300円

サイエンス社

〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷1-3-25

☎ (03)5474-8500 ㊟ (03)5474-8900

インターネットホームページ <http://www.bekkoame.or.jp/~saiensu>

*表示価格は全て税抜きです。

ータにおける個体の秘密保護のためのデータ秘匿方法等について検討を行っているところであるが、この問題については、今後、技術的な検討と合わせて、標準データという新たな提供方法について、どのように報告者である国民のコンセンサスを得るかということも含め十分に検討していく必要がある。

4. おわりに

昨年(平成9年)は、わが国における統計の基本法である統計法が施行されてちょうど50周年に当たる年であった。わが国の官庁統計は、戦後の復興の基礎事業としてその整備が進められ、現在では社会経済の各分野において様々な統計が整備されている。官庁統計の行政施策立案の基礎資料としての価値はこれからも変わらないに違いないが、今後は、企業家や研究者を含め国民が経済活動や研究等を行う上での客観的な基礎情報としての価値がますます高まっていくものと考えられる。特に、前述のように情報化の進展の中で統計調査結果の提供のあり方も統計行政の重要な課題となっており、官庁統計においても情報化に対応した改善が進められているが、今後、さらにその推進を図っていく必要があると考えられる。特に、わが国の官庁統計が各省庁において分散的に作成されていることから、一般ユーザから必要な統計に簡単にアクセスできるような所在情報案内のシステムはぜひとも整備する必要があると考えられる。

統計法に代表されるわが国の統計制度は今まで統計の整備に大きな役割を果たしてきたが、今後、統計を新たなニーズに対応したより価値の高いものとしていくために、統計法を前向きに引き継いでいくことが必要であると思う。

参考文献

- [1] 「統計行政の中長期構想—統計審議会答申—」(序文)、(財)全国統計協会連合会、1985
- [2] 総務庁統計局統計基準部編「統計調査総覧」、(財)全国統計協会連合会、毎年発行
- [3] 経済企画庁編、「国民経済計算年報」、大蔵省印刷局、毎年発行
- [4] 総務庁ほか関係省庁共同編集、「平成2年(1990年)産業連関表(総合解説編)」、(財)全国統計協会連合会、1994
- [5] 「統計行政の新中・長期構想—統計審議会答申—」、(財)全国統計協会連合会、1995